

## 医療法人設立当初の負債について

(昭和 28 年 3 月 19 日)

(医第 49 号)

(静岡県衛生部長あて厚生省医務局医務課長回答)

### 照会

医療法人設立当初当該医療法人に所属すべき財産に負債を認めてよいか些か疑義が生じたので至急回答煩わしい。

尚負債は寄附すべき建物の一部を増築した為に生じたものである。

### 回答

昭和 27 年 10 月 9 日総第 731 号をもって照会の右のことについては、医療法人の設立に際して、寄附すべき財産が医療法人に不可欠のものであるときは、その財産の整理又は拡充のために生じた負債は、その医療法人の負債として取り扱って差し支えない。

但し、負債が財産の従前の所有者が当然負うべきもの又は医療法人の健全な管理運営に支障を来す虞れのあるものである場合には、医療法人の負債として認めることは適当でないから認可に当っては、この点充分御留意願いたい。